退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申し出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

受付印

市町村民税 道府県民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号	

市町長

年　月　日　提出

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地（住所）		
名称（氏名）		
個人番号又は法人番号		

担当者			
係	年度	特別徴収指定番号	
氏名		宛名番号	
電話　－　－	年度	特別徴収指定番号	
		宛名番号	

給与所得者												
フリガナ			新姓		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額	
氏名					円	月分から月分まで 円	月分から月分まで 円	年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外（　）	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付する）	円	控除社会保険料額 円
生年月日	明・大・昭・平　年　月　日生											
個人番号												
住所	1月1日現在											
住所	異動後											

◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者（特別徴収義務者）	所在地〒 フリガナ 名称	特別徴収指定番号 ＿＿＿＿＿＿ （電話　－　－　）	左記特別徴収義務者（担当　　氏）へは月割額　月分から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収		徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	備考
一括徴収する場合	理由 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。　本人の印	月　日	円	円	左記の一括徴収した税額は＿＿月分で納入します(翌月10日納期限)。
	理由 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月　日	円		左記の一括徴収した税額は＿＿月分で納入します(翌月10日納期限)。
一括徴収しない場合	理由 1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 特別徴収の継続の希望があるため。（転勤の場合も含む。） 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額（上記（ウ）の額）を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。				

旧特別徴収処理欄			点検
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

記載注意

1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月１０日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。

2 太線 ▭ で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

3 **「１月１日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の１月１日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の１月１日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。**

4 **「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。**
一括徴収する場合は、理由欄の１又は２を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに１の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

A	B	C	D	E	F

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。（一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限となります。）